

## 卒業の年3月に地域調査士認定！（2018年度版）

ー今春卒業見込みで地域調査士認定申請を予定している大学生の皆様へー

2019年3月卒業見込みで、地域調査士認定申請を予定している方は、3月中に認定を受ける方法があります。これを「申請前部分審査」（いわゆる卒業前申請）といい、2014年度よりスタートしております。

この部分審査の対象者は、①認定科目のすべてを修得済み、②地域調査士講習を修了済み、③2019年3月卒業見込みの方となります。まず正式な申請（地域調査士認定規程第8条第1項の規定に基づく申請）に先立ち、2018年12月20日から2019年1月30日までの間に「申請前部分審査」を請求します（ステップ1）。その結果「適合」の判定を受けてから、次に2019年3月27日（必着）までに、卒業証明書（学位記のコピーでも可）、卒業論文等の単位取得が記載された成績証明書を添えて正式の申請（ステップ2）をします。その結果「認定」されれば、2019年3月末あるいは4月初めに地域調査士の認定（地域調査士認定証と地域調査士手帳の交付）を受けることができます。

条件に当てはまる方で2019年3月中の認定を希望する方は、まず、同封の請求書（ステップ1）に必要事項を記入して、（公社）日本地理学会資格専門委員会に2019年1月30日（必着）で送付してください。なお、この部分審査は無料で受けられます。

ついで、2019年3月27日（必着）で、卒業証明書（学位記のコピーでも可）、卒業論文等の単位取得が記載された成績証明書を添えて正式の申請（ステップ2）をおこなってください。この際、申請料（5000円＋税、合計5400円）の振込票のコピーを添付してください。

部分審査を希望しない方は、従来の申請（4月以降いつでも申請可能）による方法をとってください。これに関しては「資格専門委員会」ホームページの記載に従ってください。

なお、2019年3月27日（必着）に間に合わなかった分は、6月以降の通常の審査に回させていただきます。